

高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会報告書

～ 尊厳ある自立と支え合いを目指して ～

(案)

目次

はじめに

1. 高齢社会の現状

2. 現行の高齢社会対策大綱の基で講じられた施策

3. 超高齢社会における課題

- (1) 「高齢者」の実態と捉え方の乖離
 - 団塊の世代による多様な高齢者像の形成
 - 「高齢者」の実態とこれまでの認識の乖離
- (2) 世代間格差・世代内格差の存在
- (3) 高齢者の満たされない活躍意欲
- (4) 地域力・仲間力の弱さと高齢者等の孤立化
- (5) 不便や不安を感じる高齢者の生活環境
 - 高齢者が不便を感じる地域生活圏
 - 高齢者が巻き込まれる事件・認知症高齢者の増加
- (6) これまでの「人生 65 年時代」のままの仕組や対応の限界
 - 若年期からの高齢期に向けた準備不足
 - 「人生 65 年時代」のままの老後の経済設計や蓄積資産の未活用

4. 今後の超高齢社会に向けた基本的な考え方

- (1) 「高齢者」の捉え方の意識改革 ～ 65 歳は高齢者か ～
- (2) 老後の安心を確保するための社会保障制度の確立 ～ 支え支えられる安心社会 ～
- (3) 高齢者パワーへの期待 ～ 社会を支える頼もしい現役シニア ～
 - 柔軟な働き方の実現
 - さまざまな生き方を可能とする新しい活躍の場の創出
 - シルバー市場の開拓と活性化
- (4) 地域力の強化と安定的な地域社会の実現 ～ 「互助」が生きるコミュニティ ～
 - 「互助」によるコミュニティの再構築
 - 孤立化防止のためのコミュニティの強化
 - 地域包括ケアシステムの推進
- (5) 安全・安心な生活環境の実現 ～ 高齢者に優しい社会はみんなに優しい ～
 - バリアフリー・ユニバーサルデザインの深化
 - 日常生活圏域の生活環境の保障
 - 犯罪・消費者トラブルからの保護及び成年後見等の拡充
- (6) 若年期からの「人生 90 年時代」への備えと世代循環の実現
 - ～ ワーク・ライフ・バランスと次世代へ承継する資産 ～
 - 人的資本の蓄積とその活用
 - 資産形成とその活用による安定した老後生活の実現

おわりに

はじめに

長寿社会の構築は、世界中において希求され、絶え間なく追求されてきたものである。我が国は、戦後の経済成長による国民の生活水準の向上や、医療体制の整備や医療技術の進歩、健康増進等により、平均寿命を延伸させ、長寿国のフロントランナーとなった。このことは、我が国の経済社会が成功した証であると同時に、我が国の誇りであり、次世代にも引き継ぐべき財産といえる。

一方、2011年3月11日、東日本大震災は、未曾有の被害をもたらした。この震災では日本人の多くが経験したことのない厳しい状況に直面した一方、秩序を乱さず、統制のとれた行動をする姿を通して、日本国内のみならず、世界において日本人の生き方が評価された。同時に震災は、日本人に地域における互助や絆の大切さなどを認識させる契機となった。こうした経験を活かし、超高齢社会をめぐる対策においても、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が互助の大切さを認識しつつ、それぞれの役割を担っていくことが重要である。

こうしたなか、2012年以降、我が国では、高学歴化、サラリーマン化、都市化といった戦後の変化の象徴であり、消費文化のなかで育った「団塊の世代」が65歳に達し、高齢化が一層加速している。そこで、年齢によって一律に65歳以上の者を高齢者と位置づけ、「支えられる人」と捉える認識を改め、活躍している人や活躍したいと思っている人に誇りや尊厳を持って、超高齢社会の重要な支え手、担い手として活躍してもらうことが必要となる。同時に、支えが必要となった時も人間らしく生活できる尊厳のある生き方を実現させていくことが、今後の超高齢社会では求められている。長寿国となった我が国は、高齢者の生活の質を高め、全世代が参画した、豊かな人生を享受できる超高齢社会の実現を目指すことが重要である。

このため、高齢者像をめぐる認識と実態の乖離を解消すると同時に、長寿社会の構築を成し遂げた過程で生じた「人生90年時代」への転換に必要な課題を解決し、超高齢社会に対する過度な不安感、負担感を払拭していくことも重要である。

また、世界の高齢化の進行に鑑みれば、アジアを中心とした、今後高齢化を迎える国々の先行モデルとなりうる、高齢者が尊厳を持って自立できる超高齢社会を構築する必要もあろう。

この検討会では、このような目的意識や考え方のもと、我が国の高齢者を取り巻く現状と課題を整理し、それらに対応する検討を行い、今後の我が国の超高齢社会に向けた基本的な考え方について提示する。

1. 高齢社会の現状

(1) 高齢化の現状

(高齢化率は世界最高水準)

我が国の平均寿命は延伸し続け、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、2005年には20.2%となり、他の先進諸国のイタリアが19.6%、ドイツが18.8%、スウェーデンが17.2%等と比較しても最も高い水準となった。高齢化率が7%を超えてからその倍の14%に達するまでの所要年数を比較すると、フランスが115年、スウェーデンが85年、イギリスが47年であるのに対し、我が国は24年であり、前例のない速さで高齢化が進んだことがわかる。その後も一層の高齢化が進み、2010年には高齢化率は23.0%となり、2055年には、39.4%に達すると見込まれている。このように、我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことのない高齢社会を迎えている。

一方で、アジア諸国を中心に世界各国において今後高齢化が進んでいくことが予想されている。

(総人口の減少と高齢化率の上昇の同時進行)

65歳以上の者の人口が増加する一方で、64歳以下人口の減少による総人口の減少が同時に進行することから、平成24年1月の推計(中位推計)では、1人の65歳以上の高齢者を、2020年には20~64歳の1.9人で、2050年には1.2人で支える姿になると想定されている。

(団塊の世代の高齢化、大都市圏の高齢化が進行)

団塊の世代が2012年から2014年にかけて65歳になる結果、毎年65歳以上の高齢者人口が100万人ずつ増加する見込みとなっている。また、「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」によれば、2035年には、ほぼ全ての都道府県で高齢化率は30%以上となる見通しである。他方で、2035年の段階で65歳以上の高齢者人口が多いのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県、千葉県といった都市部であり、今後は都市部に居住する高齢者が大幅に増加すると予想されている。

(平均寿命の更なる延伸と社会保障給付費の伸びの増加)

高齢化の大きな要因の一つである平均寿命の延伸をみると、2015年には女性

が 87.08 歳、男性が 80.22 歳を超え、2050 年には女性が 90.29 歳、男性が 83.55 歳を超えることが予想されている。少子化・高齢化の進行に伴い、社会保障給付費は大幅に増加することとなり、年金を含む給付費は、2011 年度は、108.1 兆円であるのに対して、2025 年度には 151.0 兆円まで増加する見込みとなっている¹。

（要介護者の急増と介護の担い手の負担の増加）

高齢者人口が増加するのに伴い、要介護認定者及び認知症を有する 65 歳以上の高齢者も急激に増加している。要介護認定率は、2009 年に 16.2%であったものが、2055 年には約 1.5 倍の 25.3%まで増加すると予測されている。要介護度が重くなるにつれて日常生活のなかで繰り返し介護が必要な状態になりやすく、複数のサービスを組み合わせて提供する必要性が増大し、医療ニーズも高まる。

介護の担い手の中心は、同居の親族であるが、介護者の高齢化も進んでおり、2010 年には、60 歳以上の同居の主な介護者の割合は 62.1%となっている。要介護度が重いほど、家族介護者の介護時間は長くなり、家族に介護が必要になった場合に、自分自身の肉体的・精神的負担を心配している人が多い。実際に介護等を理由に離職・転職する人も増加する傾向にある。

（所得・資産格差の拡大）

65 歳以上の高齢者の経済的な状況をみると、2009 年では、高齢者世帯人員一人あたりの年間所得は 197.9 万円であり、全世帯平均の 207.3 万円との間に大きな差はみられない。しかし、10 年前と比較すると、65 歳以上の高齢者世帯は年間所得が約 10%減少しており、減少幅が他の年代よりも大きいことがわかる。高齢者の所得格差の状況を、世帯員の年齢階級別の所得のジニ係数でみると、60 歳以上のジニ係数²の水準は他の年齢階級と比べて高く、60 歳以上の人の間の所得の格差は他の年齢層に比べて大きい。

貧困の状況には男女で違いが見られ、高齢になると女性の貧困率が男性の貧困率を大きく上回るようになる。特に高齢単身女性などの貧困率が高い状況が見られる。年間収入は、男性で見ると、夫婦世帯より単身世帯の方が低く、単身世帯で見ると、男性より女性の方が低い。

また、生活保護を受けている 65 歳以上の高齢者世帯は増加傾向にあり、高齢者世帯のうち生活保護を受けている世帯の割合は平成 22 年度で 5.9%となっている。

¹ 社会保障給付費には、基本的に地方単独事業を含んでいない。

² ジニ係数とは、分布の集中度あるいは不平等度を示す係数で、0 に近づくほど平等で、1 に近づくほど不平等となる。

(元気で働く意欲の高い高齢者の増加)

我が国は平均寿命が世界的にみて長いだけでなく、健康に生活できる期間も非常に長くなっている。また、健康についての高齢者の意識をみても、60歳以上で自分を健康だと思っている人の割合は65.4%を占めており、韓国、アメリカ、ドイツ及びスウェーデンの4か国と比較してみても、国際的にみて日本は「自分を健康だ」と思っている高齢者の割合が高い。

また、高齢者の就業についてみると、男性の場合、60歳から64歳の人で就業している人の割合は7割を超え、65歳を過ぎても就業している人の割合も3割弱いる。高齢者が働きたい理由で最も多いのが「経済上の理由」であり、その他に生きがいや健康維持のために、働けるうちはいつまでも働きたい60歳から64歳の人々の割合は26.5%、65歳から69歳の人々の割合は33.3%となっている。

(高齢期に向けた準備のための時間が少ない)

若・中年者に目を向けると、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)については、希望としては「仕事」だけではなく、「家庭生活」「地域・個人の生活」の時間も十分に確保したい人がほとんどであるが、現実には50%弱の人が「仕事」優先の生活を送っている。実際に、週60時間以上働いている就業者の割合は、30歳代、40歳代の男性で20%弱と高い。このように、特に男性で、現役時代の労働時間が長く、仕事以外の家族との時間、趣味のための時間、地域活動の時間等が取りづらい状況となっており、第2の人生に向けた自己啓発等、高齢期への準備をする時間も少ない。

(日常生活の安心・安全が脅かされる高齢者の増加)

高齢者の生活環境の状況を見ると、日常生活に不便を感じる高齢者や、事故・犯罪被害、虐待に遭う高齢者が増加している状況にある。

地域の不便な点として、「日常の買い物に不便」「医院や病院への通院に不便」「交通機関が高齢者には使いにくい」といった日常生活に不可欠な事柄に不便を感じる高齢者が存在している。

65歳以上の交通事故件数は、上昇傾向にあり、2003年では89,117件であったが、2007年には102,961件まで高まり、2010年には106,311件にも上った。また、交通事故死者全体に占める65歳以上高齢者の割合は年々増加し、2010年には50.4%と過半数を超えている。

65歳以上の高齢者は家庭内事故も多く、最も多い事故時の行動は「歩いていた(階段の昇降を含む)」となっている。

また、養護者による虐待を受けている65歳以上の高齢者の76.5%は女性であり、虐待者は息子が42.6%と最多であり、続いて夫が16.9%、娘が15.6%を占め

ている。虐待者との同居・別居の状況をみると、同居が85.5%となっており、同居している身内の者から虐待を受けている高齢者が多い。

さらに、高齢者の消費者トラブル被害も増加している。振り込め詐欺の被害者の約半数が70歳以上であり、全国消費者生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談件数も依然として10万件を超えている状況である。

2. 現行の高齢社会対策大綱の基で講じられた施策

現行の高齢社会対策大綱は、高齢社会対策の基本的分野として、(1)就業・所得、(2)健康・福祉、(3)学習・社会参加、(4)生活環境、(5)調査研究等の推進の5つの分野ごとに関係施策の中期にわたる指針を示している。

現大綱の基で講じられた、各分野ごとの主な施策は以下の通り。

(1) 就業・所得

2004年には、高年齢者雇用安定法が改正され、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による段階的な65歳までの雇用確保により、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることを可能にするとともに、中高年齢者の再就職の促進を図るための措置等が講じられた。その結果、2006年には、希望者全員が65歳まで働ける企業の割合は34%であったが、2011年には47.9%になり、70歳まで働ける企業の割合は、2006年には11.6%であったが、2011年には17.6%にまで高まっている。また、2005年から2010年までの変化を見ると、60～64歳層の就業率は、52.0%から57.1%へと上昇傾向にある。2010年の65歳から69歳の就業率は、36.4%となっている。

高齢者の雇用・就業機会の確保は一層進んでおり、今後の高年齢者雇用に関する研究会において、希望者全員の65歳までの雇用確保と生涯現役社会実現のための環境整備に向けて今後の施策の進め方が検討され、2011年6月に報告書がとりまとめられている。

2009年6月には、育児・介護休業法が改正され、介護のための短期休暇制度の創設等が行われた。また、募集・採用における年齢制限禁止の義務化を措置するため、2007年には雇用対策法の改正が行われた。

公的年金制度については、2004年改正において、長期的な給付と負担の均衡を確保するため、保険料の上限を固定した上での保険料の引上げ、財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組の導入、積立金の活用、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げといった見直しを実施した。

については、実際には、2007年度にかけて、基礎年金国庫負担割合を従来の3分の1から段階的に36.5%に引き上げ、2009年から2011年度にかけては臨時財源を確保して2分の1を実現した。

私的年金については、2001年に、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法が制定され、企業の従業員の老後生活を支える企業年金制度の選択肢は広がった。

(2) 健康・福祉

2008年5月に、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の在り方について見直すことを内容とした「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」が成立した。また、近年の介護サービスを巡っては、介護従業者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にあるため、「介護従業者等の人材確保のための介護従業者の処遇改善に関する法律」が成立した。

2011年6月には、要介護度が重くなっても、介護を必要とする高齢者が住みなれた地域で自立して生活できるよう、日常生活圏域において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現のためのさらなる取組を図ることを内容とした「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立した。

高齢者医療制度の改革については、2012年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、「高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。」「関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する」とされている。

(3) 学習・社会参加

生涯学習社会の形成については、2008年2月に、中央教育審議会において一人ひとりの生涯を通じた学習への支援等の具体的方策が提示され、新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策についての答申を得て、同年7月には生涯学習の実現を盛り込んだ教育振興基本計画が閣議決定された。

社会参加活動の推進については、2010年には「新しい公共」円卓会議において、「新しい公共」の実現に向け、制度改革や運用方法の見直し等を提言した「新しい公共」宣言がまとめられた。2011年には、特定非営利活動を促進するため、認定基準の緩和や仮認定制度の導入を柱とする特定非営利活動促進法の改正を行った。

(4) 生活環境

2009年には、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正が行われ、国土交通大臣と厚生労働大臣が共同して基本方針を定めることとされ、同方針に基づ

き都道府県は高齢者居住安定確保計画を策定できることとなった。さらに、2011年10月に、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設された。

交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護については、2007年には高齢者標識表示義務づけや、認知機能検査の導入を目的とする道路交通法の改正が行われ、2009年には高齢運転者等専用駐車区間制度の新設を目的とする道路交通法の改正が行われた。

2004年には、振り込め詐欺等の対策として、預貯金通帳等の売買やその勧誘・誘引行為等の処罰を盛り込んだ金融機関等による顧客等の本人確認に関する法律(現行の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」)の改正が行われた。2005年には、携帯電話の契約時の本人確認義務や携帯電話の無断譲渡の禁止等を規定する「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」が制定されるなど、振り込め詐欺等の取締と被害防止を目的とする各種の法令の整備が行われた。さらに、2008年には、振り込め詐欺撲滅アクションプランが制定され、振り込め詐欺の検挙や ATM 周辺における対策の徹底、匿名の携帯電話と口座の一掃、被害予防活動の徹底のための対策が定められた。

(5) 調査研究等

2011年度から、次世代のがん医療の実現に向けて、革新的な基礎研究成果を戦略的に育成し、臨床応用を目指した研究を加速するための取組が推進されている。また、アルツハイマー型認知症に関しては、脳の画像解析等を進め、その発症前診断及び発症後の進行度評価を簡便に行うことのできる評価指標を開発しており、根本的治療薬開発の加速に資する形となっている。

3. 超高齢社会における課題

このように、現大綱の基で、様々な取組や制度の見直し等が進められてきた。しかしながら、団塊の世代が65歳を迎え始めており、高齢者の実態がさらに大きく変化していくなか、超高齢社会における課題を整理し、それに向けた対策を講じることが喫緊の課題である。特に、高齢者像をはじめ、高齢社会に対する認識を抜本的に見直し、超高齢社会に対応した構造転換をすることに向け解決すべき課題を以下で整理する。

(1) 「高齢者」の実態と捉え方の乖離

団塊の世代による多様な高齢者像の形成

1947年から1949年に生まれた団塊の世代は総人口の5%程度を占めており、2012年から65歳になる。このため、2012年から2014年に65歳以上の者の人口が毎年100万人ずつ増加する見込みである。

団塊の世代は、多様な価値観とはっきりした権利意識を持ち、ものごとに対して意見を言うと同時に、戦後の経済成長のなかで豊かな生活を送ってきた人達であるものの、年齢を重ねるに伴い発信力が弱まったという指摘もある。しかしながら、高齢者を65歳以上の者と捉えた場合、団塊の世代は高齢者層の大きな比重を占めることになり、社会に対して多大な影響を与えうる世代であると考えられる。

この点に鑑みると、団塊の世代には、これまで社会の様々な分野の第一線で活躍してきた経験を活かし、今後の超高齢社会を先導する役割が期待されている。

「高齢者」の実態とこれまでの認識の乖離

1950年代に国連が65歳以上を「高齢者」と区分した頃は、我が国の平均寿命は、男性63.60歳、女性67.75歳(1955年)であり、当時としては65歳を支えられる人と捉えることに違和感は無かった。「高齢者」を65歳以上の者とする捉え方は、当時の平均寿命であった「人生65年」を前提としていたと考えられる。しかし、その後の60年間に我が国の平均寿命が延伸を続けるなか、65歳を超えても元気であると認識し、就労や社会参加活動を通じて現役として活躍している人たちが多くなっている。このため、60年前のように65歳という年齢で、高齢者を一律に区切って支えられる人と捉えることは実態にそぐわなくなってきていると考えられる。

また、健康維持や生きがいのため、社会とのつながりを持ちたいという意欲の高い高齢者が増えており、そうした高齢者のなかには、何らかの形で自己実現を果たしたいと考える者も存在する。

活躍している人や活躍したいと思っている人を年齢によって一律に「支えられている」人であると捉えることは、その人たちの誇りや尊厳を低下させかねないと考えられる。

さらに、このように実際に社会を「支える」役割を担っている65歳以上の人が存在するのにもかかわらず、高齢者を一律に捉えることで、若・中年者の負担感や不安感を実態以上に高めている。同時に、若・中年者は、元気で働く意欲のある人も含めた65歳以上の者すべてを支えることが困難となってきた。

こうした現状に鑑みると、高齢者を65歳以上の者として年齢で区切り、一律に支えが必要であるとする従来の「高齢者」に対する固定観念が、多様な存在である高齢者の意欲や能力を活かす上での障害要因となっていると考えられる。

今後、高齢者の意欲を活かし、社会の各方面で活躍の場を広げていくとともに、若・中年者の不安感を実態以上に高めないためにも、実態に即した65歳以上の者に対する国民の意識を改革していくことが課題である。

(2) 世代間格差・世代内格差の存在

現行の社会保障制度は、負担を将来世代へ先送りしている点が問題であると指摘されている。現在の社会保障給付の財源の多くが赤字公債、すなわち将来世代の負担で賄われている。これ以上、未来への投資である社会保障のコストを、将来世代に先送りすることは困難な状況になりつつある。世代間格差がこれ以上拡大しないようにするために、現在の高齢者と将来世代がともに納得し、不公平感のない「ヤング・オールド・バランス」の実現が課題となっている。

現在、そして将来の人口構成に鑑み、従来であれば支えられる側と一律に捉えられていた人々のなかでも意欲と能力のある65歳以上の者には、その活躍を評価するなどして、できるだけ支えてもらい、世代間のバランスを確保して社会のバランスを保つ必要がある。

さらに、世代間格差のみならず、高齢者の中の所得格差、つまり世代内格差は、他の年齢層に比べて大きいというに、拡大している。

とりわけ女性高齢者は、若・中年期に家事・育児並びに介護などのために就業の継続が困難であったり、非正規雇用の割合が高いなどの就労環境等により、所得や貯蓄が十分でなく、平均寿命の長期化と相まって、経済的に困窮化している人もみられる。

これからは世代間のバランスを確保すると同時に、世代内でのバランスを確保するために、経済的な再分配のみならず、地域の人々による支え合いを通じた生活支援を可能とする、地域におけるつながりを作る仕掛けづくりが課題になる。

他方、社会保障制度は、働く人等から支えを必要とする人への所得の再分配機能等を通じて、全世代に安心を保障し、国民一人ひとりの安心感を高めていく制度である。年齢や性別に関係なく、全ての人々が社会保障の支え手であると同時に、社会保障の受益者であることを実感できるようにしていくことが、これからの課題であると考えられる。

(3) 高齢者の満たされない活躍意欲

定年退職した高齢者が引き続き働く環境は整備されつつある。しかし、必ずしも希望する全ての高齢者の能力や意欲が十分に発揮されているとはいえないため、生涯現役社会の実現を進めていくことが課題といえる。

意欲があっても活かせる場所を知らない、積極的に探すほどの意欲はなく腰が重いという状況もあると考えられる。また、これまで持っていた能力と新た

に求められる能力がミスマッチを生じている場合も考えられる。

働き続けることやNPO等への参加を希望する理由には、収入のみならず、健康維持のため、生きがい、あるいは社会とのつながりを持つため等、様々である。こうした高齢者の意欲をいかにして満たしていくのかを考え、また、そうした意欲を阻む要因を取り除いていくことが課題である。

(4) 地域力・仲間力の弱さと高齢者等の孤立化

高齢者は、家族や親族と力を合わせて自分の周りのことは自分で行うなど自分の可能性を最後まで追求するという自己責任を前提とした「自己力」を拡大させ、社会はそれを支える「社会の下支え」を強化することが必要である。さらに、今はそれらの中間の領域において、高齢者を支える力が弱く、地縁を中心とした「地域力」や今後の超高齢社会において高齢者の活気ある新しいライフスタイルを創造するために、地縁や血縁にとらわれない「仲間力」の増幅が課題であると言える。

また、都市における高齢化が進行し、生涯未婚率の上昇ともあいまって単身高齢世帯が増加している。単身世帯の高齢者は、他の世帯と比較して近所づきあいも少なく、65歳以上の者の孤立死も年々増加している等、地域とのつながりが希薄なことによる、高齢者の社会的孤立化がみられる。

特に男性高齢者については、退職して会社組織とのつながりがなくなった後、自分の居場所が見つからず、居住地域のなかで活躍する術を知らず孤立化してしまう状況がみられる。その背景には、会社での立場や人間関係を重視してきたために、他のバックグラウンドを持つ人とのコミュニケーションが苦手であるといった男性高齢者特有の傾向もある。

高度経済成長をするなかで、都市でも地方でも地域社会が崩壊し、精神的には地域社会全体の地縁、物理的には地域で生活するインフラが失われた。このように、地域社会のなかでの人間関係を含め、地域力や仲間力が弱体化し、喪失するなかで、社会的孤立や孤立死の問題がでてきたといえる。

また、身体能力の低下に伴い日常的な外出を控えがちな高齢者は、社会とのつながりも希薄化する。さらに介護の面においては、要介護者が急増し、核家族化等の世帯構造の変化に伴い、家庭内での老老介護も増えており、介護者の負担感が増加している。家庭内だけの支える力には限界があるなか、そうした家族を支えるという点からも地域のつながりを構築することが課題である。

このような状況に鑑みると、多様な高齢者の現状やニーズを踏まえつつ、今後の超高齢社会に適合した地域社会における人々の新たなつながりをどのようにつくり出していくのが、今後の課題としてあげられる。

(5) 不便や不安を感じる高齢者の生活環境

高齢者が不便を感じる地域生活圏

心身の機能が低下した高齢者は、様々な場所に行きたいと考えていても、物理的に生活行動の範囲が限られており、その日常的な生活範囲は地域と不可分である。

買い物弱者が生じてきていることは地域で生活するインフラが失われつつあることを示しており、地域社会のなかでは日用品を買う店がなく、はるか遠くまで行かなければならない、または店までの移動手段が確保されていないといった点が問題となっている。

高齢者にとって地域の不便な点としては、日常の買い物、病院への通院、高齢者には使いにくい交通機関等があげられている。この点に鑑みても、地域での生活に支障が生じないような環境を整備しなければならない。

したがって、自分の住んでいる地域のなかで、満足な生活ができるようにする必要があるが、それを可能とするバリアフリー化が十分に進んでいるとは言い難い。その改善のためには、家族や親族といった範囲を超えて、地域が一体となって高齢者が生活しやすい環境を整備することが課題である。

高齢者が巻き込まれる事件・認知症高齢者の増加

全被害認知件数に占める高齢者被害認知件数の割合は増加傾向にある。また、振り込め詐欺については、被害者の約半数が 70 歳以上の高齢者となっている。他方で、高齢期特有の心身上の問題、経済的不安や孤独感・孤立感を背景とした万引き等の高齢者による犯罪については、平成 19 年以降、犯罪者率（人口 10 万人当たりの検挙人員）でとらえると減少傾向にあるものの、平成 12 年の約 2 倍であるなど高い水準にあることに変わりはなく、情勢は依然として厳しい。

単身高齢世帯が増加し、地域社会におけるつながりが弱まっていることも、高齢者が事件・事故やトラブルに巻き込まれたり、それを引き起こす要因になっている。

家族や地域社会が変化するなかで、高齢者の安心、安全を確保する社会の仕組みを構築する必要が高まっている。

さらに、高齢者数の増加に伴って、認知症になる 65 歳以上の高齢者が増加しており、認知症は今後、より一層大きな問題になる。

一人暮らしの高齢者が増加していくことも考慮すると、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組づくりが課題である。

(6) これまでの「人生 65 年時代」のままの仕組や対応の限界

若年期からの高齢期に向けた準備不足

高齢期に向けて、健康の維持増進のために心がけていることとしては、「栄養のバランスのとれた食事をとる」が最も多く、以下「規則正しい生活を送る」、「休養や睡眠を十分とる」、「散歩やスポーツをする」等があげられている。

しかし、高齢期における健康維持増進に備える上での不満や問題点について聞いてみると、「仕事(家事)が忙しすぎる」、「健康診査を手軽に受けられない」等があげられている。

高齢期を健康に過ごすためには、若い頃からの健康管理、健康づくりへの取組が必要であるものの、実際の行動に結びついていない現実がある。

生涯学習の実施状況についてしてみると、「この1年くらいしていない」と答えた人は20代から50代で約半数となっている状況である。この理由として最も多いのが、「仕事が忙しくて時間がない」であり、次いで「家事が忙しくて時間がない」、「きっかけがつかめない」となっている。

また、60歳以上の人はNPO活動等への関心が高まっているものの、実際に活動している人は多くない。

高齢期になってから、急に新たなスキルを取得することは難しく、若年期からの準備不足が、第2の人生を支えるために必要な、働く場所や社会参加する機会を探すことを困難としているのが現実である。

一方、非正規労働者はOFF-JT等を受ける機会が正社員と比べて少ないなど、教育訓練の機会が少ない状況にある。

こうした状況に鑑みると、現役時代から高齢期に備えて何かしら準備ができる時間、休日等を確保しながら働くということが課題になる。

「人生65年時代」のままの老後の経済設計や蓄積資産の未活用

現役世代が納得のいく働き方を選択し、仕事を通じて所得を得ながら計画的な貯蓄等の資産形成に努めることが重要である。しかし、特に非正規雇用の労働者にとっては、高齢期に向けた備えに不安があると考えられる。

また、20世紀は高齢期への備えとして、居住用不動産に投資し、資産形成を行ってきた。それは、本来ならば、老後の所得保障や経済的な支えとして機能することが期待されてきた。しかし、人生65年を前提として、30年程度で住宅の建て直しが必要となり、また、売却時における住宅価値の適正な評価や、流動化など、住宅市場の整備が課題となっており、住宅の備えとしての役割が十分に機能していない状態にあると考えられる。

これまでは「人生65年時代」を前提として様々な対応や制度設計がなされてきた。しかし、平均寿命は、2050年には女性が90.29歳、男性が83.55歳を超えると予想されており、平均寿命が延び人生が長期化した現在、将来を見据えて、「人生90年時代」への備えと世代循環を推進する必要がある。

4. 今後の超高齢社会に向けた基本的な考え方

ここで議論する超高齢社会は、高齢者だけが幸せに暮らせる社会を目指したものではない。人は誰しも歳をとるものであり、現在の子どもや若者までが将来老いた際に安心して幸せに暮らせる社会を目指しているのであって、いわば次の世代への対策でもある。

意欲と能力のある高齢者には、積極的に社会を支えてもらうと同時に、全ての世代が積極的に参画することが重要であると考えられる。65歳以上の人のなかにも、自立した生活を送り、社会を支えている人がいるという認識は、その人の尊厳を保つことにつながる。こうした「自己力」による自分らしい生き方が可能となる社会を構築するためには、「高齢者」の捉え方の意識改革を通じて、高齢者パワーを積極的に発揮してもらう必要がある。

「自己力」を進める大前提として、共助や公助による老後の安心を確保できる制度の確立が必要である。その際、共助や公助の在り方は人生設計に影響を与えるので、長期的な視点での社会保障制度の設計が必要となる。

また、地域の人々、友人等との間の「顔の見える」助け合いにより行われるものである「互助」を再構築することで、お互いのニーズが把握でき、本当に支えが必要な人が真に何を求めているのかを理解することができる。そうすることで、いざ支えられる側になったとしても、尊厳のある生き方が可能になると考えられる。

若年期から高齢期に向けた準備としては、人生の前半は、人的資本や実物資本、金融資本の蓄積等に主眼をおき、人生の後半にこれらのストックを各人のライフスタイルに応じて活用することで、若年期から高齢期までの人生設計や経済的な循環を実現することが可能になる。

以下では、全ての高齢者が、尊厳のある生き方ができるよう、これまでの人生65年を前提としてきた社会から脱却した、「人生90年時代」に対応した超高齢社会における基本的な考え方を整理する。

(1) 「高齢者」の捉え方の意識改革

～ 65歳は高齢者か ～

超高齢社会においては、高齢者は、若・中年者と同じく充実感を持って生きるとともに、その能力を存分に発揮して社会を活性化することが求められる。

これまでみてきたように、「高齢者」といっても多様で、65歳以上の者を年齢で一律に括るという捉え方には無理が生じている。「高齢者」は、支えが必要であるとする考え方や社会の在り様は、意欲と能力のある現役の65歳以上の者の実態から乖離しており、高齢者の意欲と能力を活用する上で阻害要因ともなっている。

また、65歳以上であっても社会の重要な支え手、担い手として活躍している

人もいるなかで、これらの人を年齢によって一律に「支えられる人」と捉えることは、活躍している人や活躍したいと思っている人の誇りや尊厳を傷つけることにもなりかねない。

こうした認識と実態の乖離を解消し、社会の支え手となり続けるとともに、支えが必要となった時にも、周囲の支えにより可能な限り自立し、人間らしく生活できる尊厳のある生き方を実現させていくことが求められる。

さらに今後、団塊の世代が 2012 年から 65 歳に到達し、これまで作られてきた「高齢者」像に一層の変化が見込まれる。他方で、意欲と能力のある人も含めた 65 歳以上の人を、一律に支えることができる若・中年世代の人口は減少してきている。

こうした点も踏まえると、高齢者の意欲や能力を最大限活かすためにも、「支えが必要な人」という高齢者像の固定観念を変え、意欲と能力のある 65 歳以上の者には支える側にまわってもらい意識改革が必要である。また、高齢社会における過度な不安感や負担感も払拭していかなばならない。

意識改革にあたっては、意欲と能力のある 65 歳以上の人の実像を全世代の者が再認識できるよう、65 歳以上の人を多様性を踏まえて捉えていく必要がある。

これまで述べたとおり、65 歳以上を「高齢者」と区分したのは 1950 年代である。この区分は、国際比較や時系列比較を行う際には標準として有用なものであるが、その後、我が国の平均寿命は格段に伸びており、国民の「高齢者」に対する認識とこの統計区分としての「高齢者」の実像があわなくなってきている。

例えば、生産年齢人口は 15～64 歳、老年人口は 65 歳以上と位置づけられることが多い。生産年齢人口と老年人口の比率から単純に支える人と支えられる人の関係を示した指標等は、現状を必ずしも反映していないとも考えられる。

このように「高齢者」は支えが必要な人と一律に捉えられがちななかで、高齢社会の負担感ばかりが増幅している。このため、国民が「高齢者」の捉え方を考え、その際には、年齢を一律に 65 歳以上で区切った指標に加えて、多様な年齢の括り方をしたデータを提示していくことも重要である。

こうして、65 歳以上の者の捉え方に対する国民の意識変革が不可欠であり、それに向けた啓発が必要である。その際には、楽しく豊かで円熟した人生を送っているという、多様なロールモデルについての情報提供も重要である。

一方、社会保障制度をはじめとする既存の各制度における施策の趣旨及び現在の取扱を踏まえ、国民生活や将来設計の安心の確保等を考慮して、検討は多角的な観点からすべきであり、引き続き中長期的課題として国民的議論を深め、合意形成をしていく必要がある。

(2) 老後の安心を確保するための社会保障制度の確立

～ 支え支えられる安心社会 ～

社会保障制度を中心とする、公助と共助のあり方は、国民個人の人生設計に大きな影響を与えることから、人生設計の見直しを可能とする長期的な視点で制度改革を行うことが重要である。

総人口の減少と高齢化率の上昇により、1人の高齢者を支える現役世代の人数は減少傾向にある。このような人口構成の面から考えると、誰を支える側と捉えて誰が支えられる側と捉えるかによって、支える側の負担感が大きく変わってくる。

社会保障制度は、国民の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤を整備するという社会保障の原点に立ち返り、その本源的機能の復元と強化を図っていくことが求められている。格差の拡大等に対応し、所得の再分配機能の強化や未来世代を育てるための支出の拡大を通じて、全世代にわたる安心の確保を図り、かつ、国民一人ひとりの安心感を高めていくことが重要であり、「全世代対応型」の持続可能な社会保障制度を構築していくことが重要である。また、出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的な制度設計を目指すべきである。

(3) 高齢者パワーへの期待

～ 社会を支える頼もしい現役シニア ～

柔軟な働き方の実現

65歳以上の高齢者には、経済的理由から働きたいという希望がある人と同時に、定年・退職後もフルタイムで働きたいという人が多いため、高齢者の活力を十分に活用でき、年齢に関係なく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要である。

意欲と能力のある65歳以上の現役であるシニアが、本人の希望に応じて働き続けることができる生涯現役社会を実現することは、それらの現役シニアの生活基盤となる所得はもとより、生きがいや健康をもたらすととともに、人口減少時代における労働力の確保にもつながる。ついては、希望する高齢者の65歳までの雇用の継続のための環境づくりを進めると同時に、賃金制度や昇進・昇格等の人事管理の見直しを行うことが重要である。

また、高齢期における個々の労働者の意欲・体力等には個人差があり、家庭の状況等も異なることから、短時間・短日勤務を希望する高齢者もみられるなど、雇用就業形態や労働時間等のニーズが多様化している。

このような高齢者の多様な雇用・就業ニーズに応じた柔軟な働き方が可能となる環境整備を行うことにより、雇用・就業機会を確保する必要がある。

多様で柔軟な働き方の実現は、高齢者のみならず、子育て世代等にとっても働きやすい環境につながる。こうして、職業人生を通じて、子育て、介護など人生の様々なステージにおける仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を促進することが必要である。

仕事と生活の調和がとれた働き方は、生活面での充実感が仕事にも好影響を及ぼすと共に、長期的に心身共に健康な生活を送ることを可能とする。

また、高齢者の意欲を最大限に活かすことによって、企業の活力維持に不可欠である若い世代への円滑な技能伝承の実現が期待でき、若い世代の能力の向上も達成される。このような現役シニアの高い就労意欲と経験・技能をつなぐ組織の充実や、それらを活かす取組についての情報提供等を一層推進していくことが重要である。

さまざまな生き方を可能とする新しい活躍の場の創出

就労以外に、生きがいや自己実現を図ることができるようにするため、様々な生き方を可能とする新しい活躍の場の創出、意欲と活躍できる場のつながりの強化が必要である。

経済的な側面だけではなく、生きがいや社会参加を重視している高齢者も多い点等に着眼して、雇用にこだわらない社会参加の機会を確保していくことも重要である。

高齢者の自主性を活かした社会参加を活性化するため、地域の特性を活かした、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、高齢者を含めた住民間の連携を促進することが重要である。

人々の支え合いと活気のある社会をつくるために、ボランティア組織やNPOの育成の支援を進めるとともに、市民、NPO、企業等が積極的に公共的な財やサービスの提供主体となることについても検討していくことが重要である。これにより、身近な分野において、助け合いの精神で活動する、協働の概念を最大限活かした、高齢者が意欲や能力を活かせる場の創出についても検討していくことが望まれる。

また、身近なところでボランティア活動探しを支援するため、仕事やボランティア活動を探す場所や手段の充実等も望まれる。

さらに、子育てに専念してきた主婦や、子育てをしながらパート等をしてきた主婦がそれまで蓄積してきた、生活者としての経験を活かし、高齢女性が地域において子育てに悩む若・中年層を支援するといった形での社会参加や就業に結びつけることも重要である。

なお、多様な評価基準を推奨し、有償ボランティア等の経済的な評価のみならず、時間を評価する「時間貯蓄」や金銭とは異なる評価基準である「ポイント制度」、さらには高齢者の功績を名誉という形で尊重する仕組についても検討されることが望まれる。なお、意欲はあるものの、これまでの様々な理由により高齢期に向けた十分な備えができていない高齢者についても、生涯学習や健康維持に向けた取組を積極的に進めていく必要がある。

シルバー市場の開拓と活性化

今後、高齢者パワーが最大限発揮されるためには、高齢者が活躍しやすい環境づくりが重要である。具体的には、高齢者に優しい機器やサービスの開発を支援し、身体機能が低下しても、その人が求める生活の質が保たれ、安心して快適で豊かな暮らしを送ることができるようにすることが重要である。

高齢者が周囲とコミュニケーションをとったり、情報を収集したりするなかで期待されるのが情報機器の活用である。携帯電話、パソコン等の普及は急速に進んでおり、機能も高齢者が利用しやすい配慮がなされているものが増加している。高齢者がコミュニケーションや情報の面で弱者となることを防止するためには、こうした機器を活用しやすくし、活用方法の習得を支援するとともに、高齢者の情報機器の利用を促進する取組も求められる。その際、子どもや若者が高齢者にITを教えるといった世代間交流も望まれる。

一方で、高齢者のなかには、進むIT化に遅れをとることで、周囲からの孤立感を高める人もいる。東日本大震災時の避難所における壁新聞が有効であったように、ITに偏重することなく、多様なコミュニケーション手段も検討する必要がある。

また、介護をする人が高齢化し、老老介護が増加するといった状況で、支える人の負担を軽減することも重要である。これに加えて、高齢者の体力の低下に関しても、介護ロボットなど新しいメカトロニクスによる支援が必要になると考えられる。

このように、高齢者が健康的に活動し、安心して生活できる環境を整備するとともに、高齢者のニーズと、企業が保有する技術やサービスをうまく組み合わせる必要がある。高齢者のニーズを踏まえたサービスや商品開発の促進により、高齢者の消費を活性化し、高齢化に対応した産業や雇用の拡大を支援すべきである。

国内だけではなく、今後急速に高齢化を迎えるアジアの国々等においても、潜在的な市場が広がっており、高齢者のニーズにマッチしたサービス・商品開発は、日本の経済成長にもつながると考えられる。

(4) 地域力の強化と安定的な地域社会の実現

～「互助」が生きるコミュニティ～

「互助」によるコミュニティの再構築

これまでは、自助、共助及び公助の組み合わせによって、高齢社会を支えるとの認識が一般的であったと考えられる。

社会情勢の変化や、核家族化の進展に伴い独居者が増加すると見込まれるなかで、地域の人々、友人、世代間を超えた人々との「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」を再構築する必要がある。

その「互助」は市場で売買されるものでも強制力を伴うものでもなく、あくまで個人の自発的意思によって他を思う気持ちの発露として行われるものと考えられる。

さらに、他者を支えるだけでなく、他者からの承認や尊敬を通じた自分自身の生きがいや自己実現にもつながり、支える人と支えられる人の両者にとっての人生と生活の質を豊かにする。さらに、地域コミュニティのつながり、絆の再構築に向けても重要な役割を果たすと考えられる。

また、高齢者の多様な経験や知恵を活かし、高齢者が子育て世代等の若い世代を支え、逆に子供や若者が高齢者に IT について教えるなど世代間の交流を促進させていくなど、「地域力」の強化を図ることが重要である。

なお、互助の再構築を推進するといっても、これは、共助や公助の後退を意味するものではない。地域に根差した助け合いを推進するにあたっては、自助・互助・共助・公助のすべてが必要となる。自助や互助が行われやすくなるように、国や地方公共団体をはじめ関係機関・団体による、地域力や仲間力を高めるための環境づくりが望まれる。

地域のコミュニティの再構築による地域力の強化にあたっては、地域における高齢者の円滑な移動手段を確保すると同時に、様々な地域資源や人的資源等の社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）を活用し、それを組み合わせ、地域のなかで好循環させることが重要である。地方公共団体をはじめ関係機関・団体が連携・協力して、コミュニティビジネスの起業、教育・福祉・環境・防災・防犯等の地域貢献活動における参加促進等、協働の取組を進めていくことにより、安定的な地域社会の構築が求められる。

孤立化防止のためのコミュニティの強化

高齢者、とりわけ一人暮らしの高齢者については、地域での孤立が顕著であることや、地方においては地域そのものが孤立化していることから、見守り等を通じてそうした高齢者と地域とのコミュニケーションづくり、絆づくりに加えて、そのニーズに応じた支援が必要である。

身体能力の低下に伴い日常的な外出を控えがちな高齢者に対しては、日ごろから積極的にコミュニケーションを取るとともに、例えば些細な日常的家事の手助けを通じて、社会とのつながりを失わせないような取組を工夫していく必要がある。

また、老老介護等を含め、介護が必要な高齢者と同居している家族に対しても、手助けがなくいわゆる介護鬱に陥らないようにするために、必要な支援を行うことが重要である。

このような地域における高齢者やその家族の孤立化を防止するためにも、いわゆる社会的に支援を必要とする人々に対し、巡回しながらニーズを把握するといった積極的にアウトリーチする仕組みや、個別の相談支援を通じて、閉塞感

を払拭することも重要である。

また、現在様々な目的で始まっている緊急時の高齢者の安否確認システムも含めて、総合的なネットワークを構築し、高齢者の日常生活に過不足なく地域の目が行き届いている地域を実現していくため、支援団体に対するサポートも重要である。

なお、アウトリーチする際には、プライバシーの尊重を希望する人や、一人でいることを好む人の存在等にも配慮した、地域での緩いネットワークづくりも必要である。

地域包括ケアシステムの推進

高齢者が安心して生活できるためには、高齢者本人及びその家族にとって、何かあった時に対応してくれる人がいないことへの不安を払拭し、いざという時に医療や介護が受けられる環境が整備されているという安心感を醸成する必要がある。地域で尊厳を持って生きられるような、医療・介護の体制の構築を進める必要がある。

日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立していくことが急務である。

その際には、そこに行けば必要なケアの情報が得られるというワンストップの仕組みを構築することが重要であり、地域包括支援センターの総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能が最大限に発揮できるような、センターの機能強化等が求められる。

(5) 安全・安心な生活環境の実現

～ 高齢者に優しい社会はみんなに優しい ～

バリアフリー・ユニバーサルデザインの深化

0歳から100歳以上までの人が同時に存在しているという状況において、高齢者はもちろん、多様な人々が利用しやすいよう、住宅や都市、生活環境のデザインをより拡張するという、ユニバーサルデザインの考え方を一層推進する必要がある。多様な人が生活しやすい、全世代に優しいユニバーサルデザインの促進は、自立した生活環境をつくるためにも必要である。

バリアフリー化には、公共交通機関、公共施設、住宅・建築物等のハード面の整備がある。同時に、運営に従事する職員の対応や施設等の利用に関するわかりやすい情報提供等、ソフト面と一体となった総合的な取組や、国民誰もが自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」を推進していくことが必要である。

また、これまでのバリアフリーの考え方は、高齢者等が行動することを前提とし、その際の障壁に対処するという考え方に基づいていた。しかし今後は、それらに加えて、空気の温熱感がよいとか、音が心地よい、空気がきれいといった、居場所の環境保障の視点からの「空間づくり」や「まちづくり」も必要である。

このような全世代型で多様な人々が安心して暮らせるまちづくり、自立した生活ができる環境づくりを実現することが重要である。

日常生活圏域の生活環境の保障

心身の機能が低下した高齢者にとっては、中学校区程度の日常的な生活圏域で、安全・安心かつ快適に最後まで住み続けられるための環境整備を図る必要がある。

そのためには、適切な住まいと、その質の確保が前提となる。その上で、日常生活に必要な買い物等ができる生活利便施設に加え、医療、介護等に関するサービスが日常生活圏域において適切に配置され、不便なく利用できる生活環境の保障が求められている。また、これらの高齢者の生活を支援する様々なサービスが地域内でネットワーク化され、相乗的に機能する環境を整える必要がある。

また、心身の機能が低下した高齢者の様態は多様であるので、日常的な生活支援と居住の場の提供が一体になったサービス付きの高齢者向け住宅等の多様な居住の場を整備していくことも望まれる。

日常生活圏域の生活環境が保障されれば、これらの高齢者のみならず、障害者や子供、その家族・親族等も安心して暮らすことができる。これらの整備にあたっては、必ずしも全てを新規に整備する必要はなく、地域内の既存住宅や既存施設、埋もれた人材等を発掘し、それらの利活用を積極的に進めることが求められる。

犯罪・消費者トラブルからの保護及び成年後見等の拡充

高齢者を虐待、犯罪、消費者トラブル等の被害者にしないために、成年後見制度や消費者被害防止施策等を推進する必要がある。とりわけ、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

こうした状況のなかで、弁護士等の専門職後見人がその役割を担うだけでなく、それ以外の一般市民からなる「市民後見人」を中心とした支援体制や「法人後見」をはじめとした組織的な後見体制を構築する必要がある。

また、多くの人々に認知症が正しく理解され、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らせる町がつくられていくよう、社会全体で認知症の人とその家

族を支え、見守り、ともに生きる地域を築いていくことが重要である。

さらに、福祉を始め、高齢者が利用するサービスについて、高齢者が悪質業者の被害者とならないように、的確な情報提供、業者の指導・取締りに取り組むことも求められる。

高齢者を犯罪、消費者トラブル等の被害者にしないために、地域で孤立させないためのコミュニケーションの促進が重要である。高齢者が容易に情報を入力できるように、高齢者にも利用しやすい情報システムを開発し、高齢者のコミュニケーションの場を設ける必要がある。

東日本大震災の被災者に65歳以上の高齢者が多かった事実を受け止め、災害時に弱者となりやすい高齢者の安全を確保するために、要援護者に対する避難の支援など、防災・減災に向けた検討も必要である。

(6) 若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現 ～ ワーク・ライフ・バランスと次世代へ承継する資産 ～

人的資本の蓄積とその活用

技術革新等により、企業内における働き方にも変化が生じ、企業において働き続けるためにも、能力開発や生涯学習が重要となる。同時に、男性にとっても女性にとっても、仕事時間と育児や介護、自己啓発、地域活動等の生活時間の多様でバランスのとれた組み合わせの選択を可能にする、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要である。

特に、今後、仕事と親の介護との両立を迫られる人が独身男性等も含めて増えることが見込まれ、企業には、こうした状況を踏まえた雇用管理面の対応を急ぐことが求められている。

さらに、職業人生の長期化にともない、若年期から職業キャリアの節目における心身のリフレッシュや、ボランティア等の地域活動を行うことが重要になり、多様な休暇制度の導入・活用等の労使による検討も必要である。

年齢にかかわらず意欲に応じて働くためには、技能や人脈等も含めた仕事能力を蓄積させることが重要である。そのためには、非正規労働者も含めて、若年・中年期からキャリア形成を図ることができるよう、キャリアに関する相談・援助により自己啓発・スキルアップができるような環境を整備していくことも重要である。

なお、女性高齢者のなかには、若い時期に、子育て等で就業を中断したため、高齢期に到るまでの間に就業経験を積み、職業能力を蓄積していくことが困難だった者もいる。子育てにより仕事を中断しなくてもよい環境の整備に加えて、主婦やパートとして過ごしてきた女性が自己啓発・スキルアップのできる環境も整備しなければならない。

また、定年前からどのような生活を送りたいかをイメージしておくことが重

要であり、職場、地域、学校においては、高齢期における就労、社会参加、学習といった生活の向上につながる取組を実施することが必要である。

高齢期においても、個人の生きがいを探求し、これまでの多様な社会経験を活かして能力を発揮できるようにするとともに、自立した生活を送れるよう生涯学習の機会を充実させることが重要である。

こういった種々の取組を実践するにあたっては、必要な情報が円滑に入手できるよう、ICT(情報通信技術)等の活用による地理的、時間的制約の軽減を図ること等が望まれる。

さらには、若年期から高齢期に備える場合、高齢社会についての総合的な知識が必要である。そのためには、できるだけ多くの国民が、高齢社会についての客観的かつ総合的な知識を取得できるよう、教育や学習の機会の提供を進めることも望まれる。

同時に、高齢期に向けた健康管理、健康づくりが重要であることの啓発を図る必要がある。また、栄養・食生活や運動に関する情報の国民一人ひとりによる的確な理解の促進も重要であり、子どもの頃から生涯にわたる食育に関する取組や健康づくりが行われるよう、社会全体として環境の整備を図るべきである。

若年者も含めた国民が、今日から、人生90年時代に向けた人生設計を描き始めることが重要である。

資産形成とその活用による安定した老後生活の実現

高齢期における経済的自立という観点からは、就労期に実物資産や金融資産等のストックを適正に積み上げ、引退後はそれらの資産を活用して最後まで安心して生活できる経済設計が求められる。

したがって、資産形成が困難な若・中年の非正規労働者に対しては、雇用の安定や処遇の改善に向けて、公正な待遇の確保に横断的に取り組むことが重要である。

また、高齢者の残した資産が次世代に適切に承継されるよう、相続や寄付の仕組みを通じた、適切な資産移転や社会に還流できる仕組みを構築することが必要である。

わが国では、20世紀後半を通じて持家取得がなされ、勤労世帯の多くは将来の老後に備えて、居住用不動産に投資してきた。持家とはすなわち資産であり、帰属家賃という形で利益をもたらし、売却、賃貸等により換価が可能と考えられてきた。

しかしながら、我が国の既存住宅ストックは、滅失期間が欧米の住宅に比べて短く、現下の不動産取引上はその経済価値が評価しにくい状況になっている。今後は、経年によって資産劣化しない、次世代への承継可能な高耐久・高品質の住宅建設を推進することも重要である。

また、築年数の古い住宅が必ずしも悪い住宅とはいえず、美観や立地環境を含めて評価すれば優れた価値を有する場合も少なくない。高齢者の所有する住宅価値が向上すれば、その運用により老後の経済生活も安定する。そのためにも、既存住宅を適正に評価し、流動性を高める中古住宅市場の整備が極めて重要である。

高齢者が築き上げた資産を次世代が適切に継承し、住宅、住環境及びその資産価値が世代を通じて循環する仕組みは「人生90年時代」にあっては不可欠である。

おわりに

我が国は、絶え間ない努力により、他国に誇ることができる長寿国となった。しかし、人口縮減に伴い、世界に先例のない超高齢社会を迎えている。今後は、これまでの「人生65年時代」を前提とした高齢者の捉え方についての意識改革をはじめ、働き方や社会参加、地域におけるコミュニティや生活環境の在り方、高齢期に向けた備え等の仕組みについて、次世代を含めた循環も考慮しつつ、これからの「人生90年時代」を前提とした仕組みに転換していかねばならない。

これに当たっては、尊厳ある自立と支え合いによって築かれる社会の実現を目指すべきである。つまり、高齢者になっても、健康で活動できる間は自己責任に基づき、身の回りのことは自分で行うという「自己力」を高め、長い人生を生き生きと自立し、誇りを持って社会の支え手や担い手として活躍できる社会の実現が重要である。同時に、いざ支えられる立場になった時にも、住み慣れた地域において尊厳を持って生活できる生き方の実現が重要である。

今後目指すべき超高齢社会は、高齢者のために対応が限定された社会ではなく、高齢社会に暮らす子供から高齢者まで、全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせる豊かな社会である。また、この社会の構築に向けては、高齢者のみならず、世代間の交流を通じた若者や子育て世代とのつながりを醸成する、全ての世代が積極的に参画する世代間及び世代内の「互助」の精神が求められる。

この点、顔の見える助け合いである「互助」を再構築することにより、地域における住民には、お互いに支え合っているという安心感が芽生えうる。また、お互いのニーズを把握できるため、本当に支えが必要な人が真に何を求めているのかを理解し、支援することができるようになると考えられる。

これらに加え、これまでの地縁を中心とする「地域力」や、今後高齢者の活気ある新しいライフスタイルを創造し得る地縁や血縁に捉われない「仲間力」を高め、様々な場面において、多角的、重層的な様々な支え合いを構築する必要がある。特に、超高齢社会の下で、高齢者の一人ひとりが尊厳を持って生きることができるよう、従来のように効率性を重視するのみならず、たとえ少ないニーズであっても、コストを負担し、様々なニーズに対応したサービスや仕組みを多角的、重層的に提供していく、ゆとりのある社会の構築も重要であろう。

さらに、若年期から自らの高齢期をいかに過ごすかをイメージし、それに備えて周到に準備しておく必要もある。若年期から、高齢期に向けた資産形成、職業能力開発、生涯学習、健康づくりを行えば、高齢期には自立し、生きがいを感じながら充実して暮らすことができ、高齢期を希望に満ちた人生の円熟期とすることもできるであろう。

ただし、この準備は必ずしも個人の努力のみでは達成できるものではない。若年期から将来に備えた準備ができるよう、現役時代の働き方を変えていく必要がある。このため企業や社会が積極的に、子育て、介護、自己啓発、ボランティア等の地域活動などを可能とする、人生の様々なステージにおいて、仕事

と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする働き方を促進していくことが求められる。

超高齢社会において「尊厳のある生き方」を目指すためには、高齢者にとっての心豊かな人生の終わり方についても考えていかなければならないのだろう。高齢者のみならず、子どもを含めて全世代が地域社会において、人生の終わり方について考えることは、「生」を実感する機会にもなる。これは、自身の「生」のみならず、他者の「生」をも尊重する機会となり、「尊厳のある生き方」につながっていくのではないだろうか。

東日本大震災後、避難所を含めたいろいろなところで助け合い、支え合いの取組が行われている。人々の創意工夫、前向きに進み続ける姿勢により、こうした支え合いはできるものであり、そういった支え合いの気持ちは日本人の誇りであるということを、今一度認識すべきであろう。

超高齢社会を迎えた我が国において、大震災により互助の重要性を再認識するなかで、すべての世代が参画した、尊厳のある自立と支え合いによって築かれる超高齢社会の実現を果たすことができれば、高齢化が進行し、同じような課題を抱える世界の国々に先駆けた超高齢社会のモデルともなりえよう。

本報告書により、一人でも多くの国民が尊厳のある超高齢社会の実現に向けて理解を深め、議論を更に進展させることを期待する。